上里町地域公共交通活性化協議会の公開に係る傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱第８条の規定に基づき、当協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は、原則として公開するものとする。

（傍聴人の定員）

第３条　傍聴人の定員は、２０人とし、会議室の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（傍聴の手続及び会議傍聴券）

第４条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で自己の住所及び氏名を様式第１号の会議傍聴申込受付簿に記入し、会長に申し込まなければならない。

２　会長は、前項の申込みを受けたときは、会議開始時刻までに傍聴の可否を決定し、傍聴を許可した者に様式第２号の会議傍聴券を交付するものとする。

３　傍聴人は、係員から要求を受けたときは、会議傍聴券を提示しなければならない。

４　会議傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

（3）鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第７条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

（5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

（6）酒気を帯びていると認められる者

（7）その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

２　会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第１号から第５号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

３　会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

４　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第６条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

1. 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明

しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

（3）鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

（4）飲食又は喫煙をしないこと。

（5）みだりに席を離れないこと。

（6）資料、文書等を配布しないこと。

（7）携帯電話の電源を切ること。

（8）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第７条　傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第８条　傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第９条　傍聴人がこの告示に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附則

この要領は、平成２７年５月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

会議傍聴申込受付簿

平成　　年　　月　　日

第　　回上里町地域公共交通活性化協議会会議

開催日：　平成　　年　　月　　日

　　　　 会　場： 上里町役場　大会議室

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 住　　　　所 | 氏　　　名 | 備　　　考 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| １０ |  |  |  |
| １１ |  |  |  |
| １２ |  |  |  |
| １３ |  |  |  |
| １４ |  |  |  |
| １５ |  |  |  |
| １６ |  |  |  |
| １７ |  |  |  |
| １８ |  |  |  |
| １９ |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |

様式第２号（第４条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 会議傍聴券第　　　号上　　里　　町 |

（裏）

|  |
| --- |
| 傍聴人の守るべき事項1. 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
2. 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
3. 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
4. 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
5. 飲食または喫煙をしないこと。
6. みだりに席を離れないこと。
7. 資料、文書等を配布しないこと。
8. 携帯電話の電源を切ること。
9. その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
10. 退場の際は、この傍聴券を返還してください。
 |